

町田市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第26条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改める。

第26条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「同法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第27条第1項中「よって」を「より」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第4条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成3

3年」を「令和3年」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第8条の3中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項及び第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、第10条の3（見出しを含む。）及び第11条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第11条の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第13条の3に次の3項を加える。

2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同

条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の5の規定により読み替えられた第67条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第13条の3を第13条の3の2とし、第13条の2の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第13条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第13条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第67条第1項の規定にかかわらず、軽自動車

税の環境性能割を課さない。

附則第 13 条の 4 中「対しては、」の次に「都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

市長は、当分の間、第 67 条の 3 の規定にかかわらず、都が法第 148 条第 2 項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 13 条の 7 に次の 1 項を加える。

3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 67 条の 5（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 14 条第 1 項中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 69 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア（イ）	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号ア（ウ） a	6, 900 円	1, 800 円
第 2 号ア（ウ） b	10, 800 円	2, 700 円

第2号ア（エ）a	3, 800円	1, 000円
第2号ア（エ）b	5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3, 900円	2, 000円
第2号ア（ウ）a	6, 900円	3, 500円
第2号ア（ウ）b	10, 800円	5, 400円
第2号ア（エ）a	3, 800円	1, 900円
第2号ア（エ）b	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第2号ア（ウ） a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
第2号ア（ウ） b	1 0, 8 0 0 円	8, 0 0 0 円
第2号ア（エ） a	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
第2号ア（エ） b	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第14条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第70条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第73条及び第74条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 並びに第 17 条第 2 項から第 6 項まで（同条第 2 項の前の見出しを含む。）、同条第 7 項（見出しを含む。）、同条第 9 項、同条第 10 項、同条第 13 項及び同条第 14 項（見出しを含む。）並びに第 18 条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 22 条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 23 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

第 2 条 町田市市税条例の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 14 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 69 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 14 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

（町田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 町田市市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年 10 月町田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条 町田市市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年 10 月町田市条例第 22

号)の一部を次のように改正する。

附則第1条及び第2条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(町田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年7月町田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち町田市市税条例第11条第1項の改正規定中「第12項」を「第17項」に改める。

第1条のうち町田市市税条例第38条第1項を改める改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申

告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の１５日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第１３項の規定の適用を受けている内国法人は、第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第１条第４号中「平成３１年１０月１日」を「令和元年１０月１日」に改め、同条第５号中「３項を」を「８項を」に、「平成３２年４月１日」を「令和２年４月１日」に改め、同条第６号中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第７号中「平成３３年１月１日」を「令和３年１月１日」に改め、同条第８号中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第９

号中「平成３４年１０月１日」を「令和４年１０月１日」に改める。

附則第２条第２項中「平成３３年度」を「令和３年度」に、「平成３２年度分」を「令和２年度分」に改め、同条第３項中「第１２項」を「第１７項」に、「平成３２年４月１日」を「令和２年４月１日」に改める。

附則第４条第７項中「平成３１年９月３０日」を「令和元年９月３０日」に改める。

附則第５条第２項中「平成３２年１０月１日」を「令和２年１０月１日」に改め、同条第３項中「平成３２年１１月２日」を「令和２年１１月２日」に改め、同条第４項中「平成３３年３月３１日」を「令和３年３月３１日」に改める。

附則第６条第２項中「平成３３年１０月１日」を「令和３年１０月１日」に改め、同条第３項中「平成３３年１１月１日」を「令和３年１１月１日」に改め、同条第４項中「平成３４年３月３１日」を「令和４年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例中次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。

- （１）第１条中町田市市税条例附則第１３条の３に３項を加える改正規定、同条例附則第１３条の３を同条例附則第１３条の３の２とし、同条例附則第１３条の２の次に１項を加える改正規定、同条例附則第１３条の４の改正規定、同条を同条第２項とし、同条に第１項として１項を加える改正規定、同条例附則第１３条の７に１項を加える改正規定、同条例附則第１４条第１項の改正規定、同条に３項を加える改正規定及び同条例附則第１４条の２の改正規定並びに附則第４条の規定

令和元年１０月１日

- （２）第１条中町田市市税条例第２５条第１０項を第１１項とし、第７項から第９項までを１項ずつ繰り下げ、第６項の次に１項を加える改正規定並びに同条例第２６条の２、第２６条の３及び第２７条第１項の改正規定並びに次条の規定 令和

2年1月1日

(3) 第2条中町田市市税条例第12条第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定
定 令和3年1月1日

(4) 第2条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3
年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第25条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

2 2年新条例第26条の2第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき町田市市税条例第25条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第26条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第26条の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第26条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例第12条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
（市民税の申告） 第25条 略 2～6 略 <u>7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u> <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第1項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 2～5 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第26条の3 所得税法<u>第203条の6</u>第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<u>又は法の施行地において同項に規定する公的年金等</u>（同法第203条	（市民税の申告） 第25条 略 2～6 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の2第1項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 2～5 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>） 第26条の3 所得税法<u>第203条の5</u>第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<u>の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき<u>同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経過して、市長に提出しなければならない。 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経過して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経過して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第2項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経過すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の3第4項の	有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経過して、市長に提出しなければならない。 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経過して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経過して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第2項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経過すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の3第4項の

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
規定に基づき施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 略 （市民税に係る不申告に関する過料） 第27条 市民税の納税義務者が第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第4条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第5条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成1	規定に基づき施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 略 （市民税に係る不申告に関する過料） 第27条 市民税の納税義務者が第25条第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 附 則 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第5条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成1

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
1年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	1年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 略	2 略
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）
第6条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第25条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第26条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。
2・3 略	2・3 略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第8条の3 略	第8条の3 略
2～5 略	2～5 略
6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋につ	

町田市市税条例新旧対照表（第 1 条による改正）

改正後	改正前
<u>いて移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u> <u>（２） 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> <u>（３） 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 （土地に対して課する平成 30 年度から<u>令和 2 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第 9 条 略 （平成 31 年度又は<u>令和 2 年度</u>における土地の価格の特例） 第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 49 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であって、<u>令和 2 年度分</u>の固定資産税に	<u>6</u> 略 <u>7</u> 略 <u>8</u> 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 （土地に対して課する平成 30 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第 9 条 略 （平成 31 年度又は<u>平成 32 年度</u>における土地の価格の特例） 第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 49 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であって、<u>平成 32 年度分</u>の固定資産税に

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
ついて前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第10条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第3	について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第49条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第10条 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第3

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
49条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税に関する経過措置） 第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定により、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。 （農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第11条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税に関する経過措置） 第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定により、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないものとする。 （農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例） 第11条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地

町田市市税条例新旧対照表（第 1 条による改正）

改正後			改正前		
年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。			の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。		
略			略		
（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）			（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）		
第 11 条の 2 略			第 11 条の 2 略		
2 略			2 略		
3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			3 前 2 項の規定は、平成 5 年度に係る賦課期日後に令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第 14 条の 2 第 1 項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第 1 項中 表以外の 部分	平成 6 年度	市街化区域設定年度（令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）	第 1 項中 表以外の 部分	平成 6 年度	市街化区域設定年度（令附則第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の 1 月 1 日（当該事由の生じた日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
（市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額） 第11条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	（市街化区域農地に対して課する固定資産税の減額） 第11条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
(特別土地保有税の課税の特例) 第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第100条第1号及び第103条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u> <u>第13条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条の7第3項において「特定</u>	(特別土地保有税の課税の特例) 第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第100条第1号及び第103条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第100条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略

町田市市税条例新旧対照表（第 1 条による改正）

改正後	改正前
<u>期間」という。）に行われたときに限り、第 6 7 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第 1 3 条の 3 の 2 略</u> <u>2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が法第 4 4 6 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 2 9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u> <u>3 都知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 1 3 条の 5 の規定により読み替えられた第 6 7 条の 7 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 2 9 条の 1 1 の規定によりその例によることとされた法第 1 6 1 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなし</u>	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第 1 3 条の 3 略</u>

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<u>て、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u> 4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> （軽自動車税の環境性能割の<u>非課税及び減免の特例</u>） 第13条の4 <u>市長は、当分の間、第67条の3の規定にかかわらず、都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u> 2 <u>市長は、当分の間、第67条の9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、都における自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第13条の7 略 2 略 3 <u>自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第67条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u> （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「<u>初回車両番号指定</u>」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69	（軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 第13条の4 市長は、当分の間、第67条の9の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第13条の7 略 2 略 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第14条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の

町田市市税条例新旧対照表（第１条による改正）

改正後

条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア (イ)	3,900円	1,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	1,800円
第2号ア (ウ) b	10,800円	2,700円
第2号ア (エ) a	3,800円	1,000円
第2号ア (エ) b	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第44条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当

改正前

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

町田市市税条例新旧対照表（第１条による改正）

改正後

該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号 ア (イ)	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号 ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
第 2 号 ア (ウ) b	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
第 2 号 ア (エ) a	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円
第 2 号 ア (エ) b	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号 ア (イ)	3, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円
第 2 号 ア (ウ) a	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
第 2 号 ア	1 0, 8 0 0	8, 0 0 0 円

改正前

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後			改正前
<u>(ウ) b</u>	<u>円</u>		
<u>第 2 号 ア</u>	<u>3, 8 0 0 円</u>	<u>2, 9 0 0 円</u>	
<u>(エ) a</u>			
<u>第 2 号 ア</u>	<u>5, 0 0 0 円</u>	<u>3, 8 0 0 円</u>	
<u>(エ) b</u>			
<u>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</u>			
<u>第 1 4 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u>			<u>第 1 4 条の 2 削除</u>
<u>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 7 0 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 7 3 条及び第 7 4 条の規定を除く。）を適用する。</u>			
<u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u>			
<u>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税</u>			<u>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税</u>

町田市市税条例新旧対照表（第１条による改正）

改正後	改正前
の特例) 第１５条の２ 昭和６３年度から<u>令和２年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第３１条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第３４条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （１）・（２） 略 ２ 前項の規定は、昭和６３年度から<u>令和２年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３ 略 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税	の特例) 第１５条の２ 昭和６３年度から<u>平成３２年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第３１条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第３４条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 （１）・（２） 略 ２ 前項の規定は、昭和６３年度から<u>平成３２年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第３４条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第３４条の２第１０項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 ３ 略 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第17条 略 （宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 2 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当	の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第17条 略 （宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 2 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市	該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 7 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略 （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例） 8 略	市計画税の額は、第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例） 7 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略 （市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例） 8 略

町田市市税条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
9 市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。	9 市街化区域農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

町田市市税条例新旧対照表（第１条による改正）

改正後	改正前
（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） １１・１２ 略 （読替規定） １３ 略 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置） １４ 地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項の規定により、平成３０年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないものとする。 （都市計画税の税率の特例） 第１８条 平成１５年度から令和２年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第１３２条の規定にかかわらず、１００分の０．２４とする。 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第２２条 略 ２ 法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から令和３年度までの各年度分の固定資産税については、第６２条の規定は適用しない。 ３・４ 略 （個人の市民税の税率の特例等） 第２３条 平成２６年度から令和５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第１５条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に５００円を加算した額とする。	（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） １１・１２ 略 （読替規定） １３ 略 （用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置） １４ 地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条第１項の規定により、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないものとする。 （都市計画税の税率の特例） 第１８条 平成１５年度から平成３２年度までの各年度分の都市計画税の税率は、第１３２条の規定にかかわらず、１００分の０．２４とする。 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第２２条 略 ２ 法附則第５６条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成２４年度から平成３３年度までの各年度分の固定資産税については、第６２条の規定は適用しない。 ３・４ 略 （個人の市民税の税率の特例等） 第２３条 平成２６年度から平成３５年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第１５条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する額に５００円を加算した額とする。

町田市市税条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
（個人の市民税の非課税の範囲） 第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第41条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1） 略 （2） 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 2～4 略 <u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令</u>	（個人の市民税の非課税の範囲） 第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第41条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1） 略 （2） 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 附 則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第14条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 2～4 略

町田市市税条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後	改正前
<u>和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3 略

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後	改正前
附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、町田市市税条例第81条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2） 略 （3） 平成30年4月1日から<u>令和元年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円 3～12 略 13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。	附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第4条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、町田市市税条例第81条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2） 略 （3） 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円 3～12 略 13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条による改正）

改正後			改正前		
14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第5項	略	略	第5項	略	略
	平成28年5月2日	<u>令和元年10月31日</u>		平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>令和2年3月31日</u>	第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略	略	略	略	略	略

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第４条による改正）

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第１条 この条例は、<u>令和元年１０月１日</u>から施行する。ただし、第４９条の２並びに附則第５条の３の２及び第８条の２の改正規定並びに附則第３条の規定は、公布の日から施行する。 (市民税に関する経過措置) 第２条 この条例による改正後の町田市市税条例（附則第４条において「新条例」という。）第２０条及び第２０条の２の規定は、<u>令和元年１０月１日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>令和元年１０月１日</u>以後に取得される３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 ２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>令和２年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 (町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第６条 前条の規定による改正後の町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、<u>令和２年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適	附 則 (施行期日) 第１条 この条例は、<u>平成３１年１０月１日</u>から施行する。ただし、第４９条の２並びに附則第５条の３の２及び第８条の２の改正規定並びに附則第３条の規定は、公布の日から施行する。 (市民税に関する経過措置) 第２条 この条例による改正後の町田市市税条例（附則第４条において「新条例」という。）第２０条及び第２０条の２の規定は、<u>平成３１年１０月１日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置) 第４条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成３１年１０月１日</u>以後に取得される３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 ２ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成３２年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。 (町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第６条 前条の規定による改正後の町田市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、<u>平成３２年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について

町田市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第４条による改正）

改正後	改正前
用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第５条による改正）

改正後	改正前
第１１条第１項中「、均等割額」を「均等割額」に、「よって」を「より」に改め、同条第３項中「この節」の次に「（第３８条第１０項から第１７項までを除く。）」を加える。 第３８条第１項中「よる申告書」の次に「（第１０項、第１１項及び第１３項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の８項を加える。 １０ 法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第１２項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 １１ 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 １２ 第１０項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第７６２条第１号に規定する機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</u> １３ <u>第１０項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、</u>	第１１条第１項中「、均等割額」を「均等割額」に、「よって」を「より」に改め、同条第３項中「この節」の次に「（第３８条第１０項から第１２項までを除く。）」を加える。 第３８条第１項中「よる申告書」の次に「（第１０項及び第１１項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の３項を加える。 １０ 法第３２１条の８第４２項に規定する特定法人である内国法人は、第１項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。 １１ 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 １２ 第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号に規定する機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第５条による改正）

改正後	改正前
<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u>と認められる場合において、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前３項の規定は、適用しない。</u>法人税法第７５条の４第２項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第１０項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。 <u>１４ 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の１５日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u> <u>１５ 第１３項の規定の適用を受けている内国法人は、第１０項の申告につき第１３項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u> <u>１６ 第１３項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第３２１条の８第５１項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第１３項前段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項前段の規定は適用しない。ただし、</u>	

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第５条による改正）

改正後	改正前
<u>当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u> <u>１７ 第１３項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第１５項の届出書の提出又は法人税法第７５条の４第３項若しくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第１３項後段の期間内に行う第１０項の申告については、第１３項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u> 附 則 (施行期日) 第１条 この条例中次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。 (１) ～ (３) 略 (４) 第２条中第８０条第３項の改正規定 <u>令和元年１０月１日</u> (５) 第１条中町田市市税条例第１１条第３項及び第３８条第１項の改正規定、同条に<u>８項を加える改正規定並びに次条第３項の規定</u> <u>令和２年４月１日</u> (６) 第３条中町田市市税条例第８０条第３項及び第８１条の改正規定並びに附則第５条の規定 <u>令和２年１０月１日</u> (７) 第１条中町田市市税条例第１２条第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）、同条例第１８条及び第２１条の改正規定並びに同条例附則第３条の３第１項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第２項の規定 <u>令和３年１月１日</u>	附 則 (施行期日) 第１条 この条例中次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定める日から、その他の規定は公布の日から施行する。 (１) ～ (３) 略 (４) 第２条中第８０条第３項の改正規定 <u>平成３１年１０月１日</u> (５) 第１条中町田市市税条例第１１条第３項及び第３８条第１項の改正規定、同条に<u>３項を加える改正規定並びに次条第３項の規定</u> <u>平成３２年４月１日</u> (６) 第３条中町田市市税条例第８０条第３項及び第８１条の改正規定並びに附則第５条の規定 <u>平成３２年１０月１日</u> (７) 第１条中町田市市税条例第１２条第１項第２号の改正規定、同条第２項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）、同条例第１８条及び第２１条の改正規定並びに同条例附則第３条の３第１項の改正規定（第２号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第２項の規定 <u>平成３３年１月１日</u>

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
(8) 第4条及び附則第6条の規定 <u>令和3年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (10)・(11) 略 (市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 前条第5号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例第11条第3項及び第38条第10項から<u>第17項</u>までの規定は、<u>令和2年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (市たばこ税に関する経過措置) 第4条 略 2～6 略 7 <u>平成30年10月1日から令和元年9月30日</u>までの間における第5項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第67条の7第1項の申告書、第84条第1項」とあるのは、「第84条第1項」とする。 第5条 略 2 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの	(8) 第4条及び附則第6条の規定 <u>平成33年10月1日</u> (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> (10)・(11) 略 (市民税に関する経過措置) 第2条 略 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 前条第5号に掲げる規定による改正後の町田市市税条例第11条第3項及び第38条第10項から<u>第12項</u>までの規定は、<u>平成32年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 (市たばこ税に関する経過措置) 第4条 略 2～6 略 7 <u>平成30年10月1日から平成31年9月30日</u>までの間における第5項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第67条の7第1項の申告書、第84条第1項」とあるのは、「第84条第1項」とする。 第5条 略 2 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれら

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000本につき430円とする。 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第6条第3項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。 4 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 5・6 略 第6条 略 2 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販	の者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000本につき430円とする。 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第6条第3項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。 4 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 5・6 略 第6条 略 2 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売

町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条による改正）

改正後	改正前
売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000本につき430円とする。 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。 4 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 5・6 略	販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町田市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町田市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1，000本につき430円とする。 3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。 4 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 5・6 略